

議案第26号

栗山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

栗山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「下水道事業及び農業集落排水事業」を「栗山地区公共下水道事業及び継立地区特定環境保全公共下水道事業」に改める。

別表第2 栗山町公共下水道の項中「栗山町公共下水道」を「栗山地区公共下水道」に改め、同表継立地区農業集落排水施設の項中「継立地区農業集落排水施設」を「継立地区特定環境保全公共下水道」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（栗山町下水道条例の一部改正）

2 栗山町下水道条例（平成19年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公共下水道」を「栗山地区公共下水道及び継立地区特定環境保全公共下水道（以下「公共下水道」という。）」に改める。

（栗山町下水道事業の受益者負担に関する条例の一部改正）

3 栗山町下水道事業の受益者負担に関する条例（昭和63年条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名中「栗山町」の次に「栗山地区公共」を加える。

第2条中「築造される」の次に「栗山地区」を加える。